

消防職員から防火管理者のみなさまへ

防火管理

これだけは“伝えたい”
4つのポイント!

訓練

年2回 or 年1回、消火・通報・避難の訓練を実施!

災害が発生したことを想像してください。避難経路は確保できていますか? 消防用設備等の使い方は理解していますか? 慌てずに行動するためにも、防火管理者は、消防訓練を実施しましょう。訓練実施前に、まず「消防訓練実施届出書」を予防課へ提出してください。年間の実施回数、管理する建物の種類により異なります。

★特定防火対象物：年2回 ☆非特定防火対象物：年1回

点検と報告

消防用設備等の点検と報告を実施!

消防用設備等は、いつでも使用できなければなりません。防火管理者は、消防用設備等の法定点検を実施します。点検業者(消防設備士等)に委託して、防火管理者の立ち合いのもと行います。この点検結果は、豊田市消防長へ報告が必要です。報告回数は、以下のとおりです。

★特定防火対象物：1年に1回 ☆非特定防火対象物：3年に1回

変更

防火管理者・消防計画を変更する時は、変更届を提出!

防火管理者が人事異動などで変更になる時は、「防火管理者選任・解任届出書」と「消防計画作成・変更届出書」の2種類の書類の提出が必要です。新たに選任された防火管理者は、消防計画の内容を把握し、管理・監督することが求められるため、必ず、新・防火管理者名で消防計画の提出も忘れずをお願いします。

○防火管理者を変更する時：「防火管理者選任・解任届出書」と「消防計画作成・変更届出書」を提出

○消防計画の内容を変更する時：「消防計画作成・変更届出書」のみ提出

※豊田市ホームページのトップ画面から『防火管理者』で検索すると、必要な様式がダウンロードできます。

増改築
用途変更

増改築・用途変更をしようとする時は、事前相談を!

管理する建物に、増改築、用途変更(例：事務所から飲食店へ利用形態を変更する時)などの計画がある時は、必要な消防用設備等が変わる可能性があるため、着工前に必ず予防課へ相談してください。

なお、増改築、用途変更時に消防用設備等の追加、変更について、消防本部予防課へ相談できる専用ダイヤル(0565-35-9735)がありますので、是非利用してください。



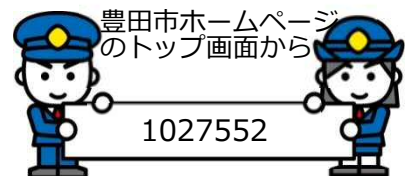
防サイ君

豊田市消防本部 予防課 査察担当

電話 (0565) 35-9704 ※平日午前8時30分~午後5時15分

FAX (0565) 35-9719

Eメール shoubou-yobou@city.toyota.aichi.jp



豊田市ホームページ
のトップ画面から

1027552

でサイト内検索!